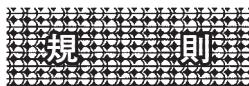


3 備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
冷房又は暖房を利用する場合	

スポーツ課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第61条中「第40条第11項」を「第40条第12項」に改める。

第61条の2中「第40条第10項」を「第40条第11項」に改める。

第86条の22第1項第2号を次のように改める。

(2) 45,000円（条例附則第17条の6第1項又は条例附則第17条の7第3項の規定の適用を受ける自動車にあっては51,700円、条例附則第17条の6第3項又は条例附則第17条の7第4項の規定の適用を受ける自動車にあっては11,500円、条例附則第17条の6第4項又は条例附則第17条の7第5項の規定の適用を受ける自動車にあっては22,500円）

附則第6項中「附則第17条の2」を「附則第17条の5の4」に改める。

様式第82号中「第40条第11項」を「第40条第12項」に改める。

様式第82号の2中「第73条の2第4項」の次に「(第5項)」を、「第7条の3第4項」の次に「(第7条の3の2第4項又は第5項)」を加える。

第2条 長野県県税に関する規則の一部を次のように改正する。

第86条の22第1項第2号中「条例附則第17条の7第4項」を「第5項」に改め、「又は条例附則第17条の7第5項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長野県県税に関する規則第86条の22第1項第2号の改正規定及び同規則附則第6項の改正規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(自動車税の減免に関する規定の適用)

2 第2条の規定による改正後の長野県県税に関する規則第86条の22第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

税務課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項及び別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中「駒ヶ根市道琴ヶ沢線」を「上伊那郡飯島町道鳴尾北線」に改める。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県立武道館規則をここに公布します。

令和元年7月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

長野県立武道館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び長野県立武道館条例（令和元年長野県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県立武道館（以下「武道館」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により武道館の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、専用しないで利用する場合にあっては、口頭によることができる。

(1) 氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合にあっては、その旨及び当該徴収する入場料又はこれに類するものの予定総額

(5) アマチュアスポーツ以外に利用する場合にあっては、その旨

(6) 利用人員

- (7) 利用する施設の名称
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。ただし、前条ただし書の場合にあっては、この限りでない。
(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者その他の武道館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武道館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 武道館内に爆発物、可燃物等の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 備品を武道館の外に持ち出さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

(損傷又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならぬ。

(利用後の処理)

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下の項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書
若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号に規定する教育委員会規則で定める場合

は、第5条の規定に違反した場合とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

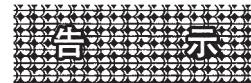
代表者氏名

印

長野県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、長野県立武道館条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

スポーツ課



長野県告示第113号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の規定に基づき、令和元年度において地域振興局長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

令和元年7月16日

長野県知事 阿部守一

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業等補助金交付要綱（平成31年4月1日付け31園畜第257号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

人事課